

<会計税務サービスの御案内>

1. タイ国における会計・税務申告制度

タイ国においては、法律上すべての株式会社が法人税納税者登録（TAX ID の取得）及び VAT（付加価値税）登録を行い、適正な月次決算及び年次決算を基に税務申告を行う必要があります。加えて、タイ国内で発生する取引（主にサービス取引）については源泉税の徴収・申告納付制度が詳細且つ複雑に定められています。

申告すべき税金	月次	年次	摘要
法人税	—	決算日後 5 ヶ月以内	初年度及び 12 ヶ月未満決算期以外は要中間申告(中間末以後 2 ヶ月以内)
源泉税	月末日後 7 日以内	法人税の控除項目。	
VAT	月末日後 15 日以内	—	

上記のような複雑且つ適時（月次）の申告・納付が要求される税務申告制度のため、会社の規模の大小に関わらず、上記の実務を行うことのできるタイ人会計担当者が不可欠となります。

2. 外部会計専門家の利用

上記のような会計・税務制度のため、会社の中に会計専門家がいることが望ましいのですが、タイ国では外国人と英語等にてコミュニケーションが取ることができ、上記の会計・税務実務を一人で完結することができる会計専門家は会社数に対してそれほど多くありません。また、昨今のタイの好景気も伴って、企業数が増えており、会計人材の不足傾向が強くなっています。

このような会計人材の不足傾向により、会計人材の労働市場における価格が高騰しており、また、その会計人材の質を採用前に見極めることが困難なことから、設立したばかりの企業や、中小規模以下の企業では、従業員として会計人材を雇うことは、あまりにもコストが高く、リスクも伴うのが実情です。

そのようなタイの現状から鑑みても、私共のような外部の会計専門家を利用することは経済的であり、また、内部統制の観点からも社内の一部の人間に経理業務を全て任せるより、外部の人間に一部の業務を担当させるほうが、望ましいと考えられます。

3. サービスの流れ

私共では下記のような流れで、月次決算・税務申告サービスを行います。

- 1) 月末日～翌月初：お客様の側での現金勘定の締め・チェック、証憑類の整理
↓
- 2) 翌月初締め日後：私共の担当者がお客様を訪問し、証憑類のチェック・回収及び源泉税・VATの申告準備
↓
- 3) 翌月7日：源泉税の申告
↓
- 4) 翌月15日：VATの申告
- 5) 翌月10日～25日：月次決算書の提出（ご要望がありましたらより早い提出のご相談にも応じます）

※ 上記の通常のタイムスケジュール以外でも、電話・E-mail等でご相談を受け付けており、適時回答差し上げています。

私共の会計監査サービスに御興味、御質問等ございましたら下記の連絡先までご照会ください。

会社名：Asia Alliance Partner Co., Ltd.

住所：8 Soi 45 Sukhumvit Rd, Klongtonnua, Wattana, Bangkok 10110

TEL：02-261-8182

FAX：02-261-8183

E-mail Address：info@aapth.com